

イオンの新 家財保険

大切な家財の補償とあんしんの賠償責任補償で
賃貸住居入居者さまの生活をサポートします。

個人生活総合保険

家財の補償

下記の事故により保険対象の家財に損害が生じた場合、保険金をお支払いします。



火災
破裂
爆発

落雷

風災
雪災

※1

建物の外部からの
物体の
落下
飛来
衝突など

給排水設備の事故、
漏水、放水、水あふれ
による
水ぬれ

騒ぎよう、集団行動、
労働争議に伴う
暴力行為
破壊行為

盗難

※2

持ち出し
家財

※3

水害

※4

※1 20万円以上の損害が発生した場合に限ります。

※2 お支払限度額（1事故につき）：家財50万円／通貨20万円／預貯金証書50万円

※3 住居から一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で、火災、水ぬれ、盗難などにより損害を受けた場合。

賠償責任の補償

法律上の賠償責任を補償します。



借家人
賠償責任

- ① 火災、② 破裂または爆発、③ 給排水設備の事故による水濡れ、④ ①から③以外の偶然な事故により借用住居に損害を与え、貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負った場合。

※ ④の事故の場合1事故30万円限度、免責1万円といたします。

個人
賠償責任

- 借用住居（敷地内の動産・不動産を含む）の所有・使用・管理に起因する事故、あるいは日本国内で発生した日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の賠償責任を負った場合。

引越し期間中も安心！

借用住居への引越しに伴い住所変更のお手続きをされた場合、住所変更日から30日間を限度として両方のお住まいにある家財の損害や修理費用、賠償責任を補償します。

※ 最長30日間を限度に新旧住居とも補償します。



費用の補償

事故後の各種費用を補償します。



家財の損害にともなう費用補償

臨時費用



- 家財損害保険金が支払われる場合。
- 家財損害保険金の30%に相当する金額をお支払いします。ただし、保険証券記載の臨時費用保険金支払限度額が上限となります。

残存物取片づけ費用



- 家財損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の取片づけ費用を支出された場合。
- 保険証券記載の残存物取片づけ費用支払限度額を上限に家財損害保険金の10%を限度として実額をお支払いします。

失火見舞費用



- 借用住居から発生した、火災、破裂、爆発により第三者の所有物に滅失、き損、汚損の損害が発生した場合。

住宅や設備の修理・交換にともなう費用補償

借用住居に下記の損害が生じた場合で、賃貸借契約等に基づき、自費で修理をされた場合100万円を限度として実額をお支払いします。

修理費用



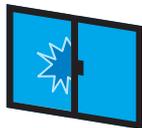
- 家財損害保険金、家財盗難保険金の対象となる事故による損害。

水道管等修理費用



- 凍結により生じた借用住居の専用水道管または給湯器の損害。(凍結により使用不能となった場合の解冻費用の損害を含みます。)

窓ガラス熱われ修理費用



- 熱われにより生じた窓ガラス(借用住宅の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。)の損害。
※ 日射による温度差に起因する窓ガラスの破損をいいます。

入居者さまの死亡事故に備えた費用補償

修理費用

被保険者または配偶者等の死亡により借用住居に損害が生じた場合で、賃貸借契約等に基づき、被保険者または配偶者等の費用で修理をされた場合に、50万円を限度として実額をお支払いします。

遺品整理費用

被保険者または配偶者等が死亡したことにより、その死亡した者に代わって遺品整理を行うべき者が遺品整理のための費用を支出した場合に、50万円を限度とし遺品整理費用保険金をお支払いします。

- 家財の損害の額は、再調達価額によりお支払いします。貴金属等については、損害の額を時価額にて計算し、1個または1組の損害の額が30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。
- 補償内容がすでにご加入の別の保険契約にセットされている場合、補償が重複することがあります。ご契約にあたっては、補償内容を十分にご確認ください。

■ 重要事項説明書

<契約概要>・<注意喚起情報>は、ご契約に際し、お客さまに充分に内容をご理解・ご了解をいただきたい重要なことがらが記載されています。保険契約のお申し込みに先立ち、必ず内容をご確認ください。

I. 契約概要（ご契約の内容に関する重要な事項のご説明）

1. 商品の仕組みについて

この商品は、火災、漏水による水濡れや盗難等の損害を補償する家財の補償に加え、賠償責任補償の契約をセットした総合プランです。当プランは、下記の2種類の契約をセットしたプランになっています。

契約分類	A 家財契約	B 賠償責任契約
お支払いする保険金	借家人家財(生活用財産)の保険金	借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金

2. 補償内容について：借家人家財(生活用財産)の保険金

保険の対象の範囲について

■ 保険の対象となる家財

この契約における保険の対象は、被保険者が所有し、保険証券記載の借用住居(以下「借用住居」という)に収容される家財です。ただし、以下の方(以下「配偶者等」といいます。)が所有し、借用住居に収納される家財も保険の目的に含まれます。

① 被保険者の配偶者 ② 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。) ③ 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ④ 上記①～③以外で借用住宅に居住される方(ただし、申込書に記名同居人として記載された方に限ります。)

■ 保険の対象(家財)に含まれないもの

● 自動車(自動三輪車、自動二輪車も含みます。)、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)、自転車、船舶、航空機 ● 通貨、有価証券、預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、印紙、切手、商品券、乗車券、その他これらに類するもの。(ただし、通貨および預貯金証書については、保険金をお支払いする場合<3. 通貨・預貯金証書盗難保険金>の事故に該当する場合には、保険の対象として取扱います。) ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ● 商品、営業用什器・備品その他これらに類するもの ● 電子機器類に使用されるテープ、カード、ディスク等の記憶媒体に記録されているデータ、プログラムその他これらに類するもの ● 動物および植物

保険金をお支払いする場合

1. 家財損害保険金

次に掲げた事故によって、家財が損害を受けた場合に、家財損害保険金をお支払いします。

① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(損害の額が20万円以上になった場合に限り、) ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(水あふれ)による水濡れ ⑦ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2. 家財盗難保険金

● 家財が盗難(未遂を含みます。)によって盗取、毀(き)損、汚損の損害を受けた場合に、家財盗難保険金をお支払いいたします。 ● 盗難による損害については、盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことがお支払いの条件となります。

3. 通貨・預貯金証書盗難保険金

● 保険証券記載の借用住居内における通貨(生活用通貨および小切手をいいます。)または預貯金証書の盗難による損害を受けた場合に通貨・預貯金盗難保険金をお支払いします。 ● 通貨の盗難による損害については、盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことがお支払いの条件となります。 ● 預貯金証書の盗難による被害については、盗難を知った後直ちに所轄の警察署および預貯金先あてに、被害の届出をしたこと、また、盗難にあった預貯金証書または預貯金口座から現金が引き出されたことがお支払いの条件となります。

4. 持ち出し家財保険金

家財のうち、被保険者あるいは配偶者等によって借用住居から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内において、<1. 家財損害保険金>あるいは<2. 家財盗難保険金>の事故によって損害が発生した場合に、持ち出し家財保険金をお支払いします。

5. 水害保険金

● 台風、暴風雨、豪雨等によるこら水、高潮、土砂崩れ等の水害によって、家財に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合、あるいは家財を収容する借用住居が床上浸水を被った結果、家財に損害が生じた場合に、水害保険金をお支払いいたします。 ● 水害保険金のお支払い額は損害の額の70%となります。ただし、保険証券記載の水害保険金支払限度額を限度とします。

6. 臨時費用保険金

<1. 家財損害保険金>が支払われる場合に、家財損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、保険証券記載の臨時費用保険金支払限度額を限度とします。

7. 残存物取片づけ費用保険金

<1. 家財損害保険金>が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物取片づけに必要な費用を支出した場合に、家財損害保険金の10%を限度として残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

8. 失火見舞費用保険金

保険の目的である家財あるいは、借用住居から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、毀(き)損、汚損の損害が発生した場合に、失火見舞費用保険金をお支払いします。

9. 修理費用保険金

借用住居の賃貸借契約に基づき、次に掲げる損害に対し被保険者または配偶者等の費用で現実に修理された場合に、修理費用保険金をお支払します。(賠償責任契約<1. 借家人賠償責任保険金>の事故に該当する場合を除きます。)

① <1. 家財損害保険金>または<2. 家財盗難保険金>が事故による損害により、借用住居に生じた損害 ② 借用住居内における被保険者または配偶者の死亡による損害 ③ 凍結によって破損または使用不能の状態となった借用住居の専用上水道管の損害 ④ 窓ガラスの熱割れによる損害。ただし、建物の主要構造部および共同利用に供せられるものの修理費用は対象外となります。

10. 遺品整理費用保険金

被保険者または配偶者等が死亡したことにより、借用住居の賃貸借契約が終了する場合において、その死亡した者に代わって遺品整理を行うべき者(法定相続人、賃貸借契約等の保証人、相続財産管理人および賃貸借契約等において残存物を引き取るべき者の定めがある場合にその者を含みます。)が遺品整理のための費用(借用住居を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、処分または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う30日以内の一時的な保管のための費用に限り含みます。)を支出した場合に遺品整理費用保険金をお支払いします。

■ 損害防止費用のお支払いについて

<1. 家財損害保険金>①から③(火災、落雷、破裂または爆発)の損害の防止または軽減のために必要または有益な費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出された場合には、当社がこれを負担します。

保険金をお支払いできない主な場合

● 保険契約者、被保険者、配偶者等またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失あるいは法令違反によるとき ● 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によるとき ● 保険契約者、被保険者または配偶者等が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によるとき ● 保険金をお支払いする場合<1. 家財損害保険金>あるいは<5. 水害保険金>の事故の際における保険の対象の置き忘れ、紛失または盗難によるとき ● 家財が借用住居外にある間に生じた盗難によるとき(保険金をお支払いする場合<4. 持ち出し家財保険金>の対象となる場合を除きます。) ● 地震、噴火または津波によるとき ● 戦争その他の変乱によるとき ● 核燃料物質(使用済み核燃料も含みます。以下同じ。)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同じ。)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によるとき ● 借用住居の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失あるいは法令違反によるとき・・・修理費用保険金の場合 ● 借用住居の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触によるとき・・・修理費用保険金の場合

お支払する保険金の額について

■ 損害の額について

損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、保険の目的が貴金属、宝玉、宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合には、損害の額は時価額によって定め、1個または1組の損害の額が30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。

* 再調達価額：同等の家財を新たに購入するために必要な金額をいいます。

* 時価額：同等の家財を新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額をいいます。

3. 補償内容について：借家人賠償責任および個人賠償責任の保険金

被保険者の損害の範囲について

この契約における被保険者の損害の範囲には、以下の方が負われた賠償責任を被保険者が負担されたことによる損害を含みます。

① 被保険者の配偶者 ② 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。) ③ 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ④ 上記①～③以外で借用住宅に居住される方(ただし、申込書に記名同居人として記載された方に限ります。)

保険金をお支払いする場合

1. 借家人賠償責任保険

保険証券記載の被保険者が借用する保険証券記載の住居が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故(以下「事故」といいます。)により、滅失、毀(き)損または汚損(以下「財物の損壊」といいます。)した場合において、被保険者が借用住居についてその貸主(転貸人を含みます。以下同じ。)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき。

① 火災 ② 破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。) ③ 給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)(に生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(水あふれ)による水濡れ ④ ①から③以外の偶然な事故※ ※1回の事故につき支払限度額30万円(免責1万円)

2. 個人賠償責任保険金

被保険者が保険期間中に日本国内において発生した以下に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。(配偶者等が負った賠償責任を被保険者が負担した場合を含みます。)

① 借用住居(敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用または管理に起因する事故 ② 被保険者または配偶者等の日常生活に起因する偶然な事故

保険金をお支払できない主な場合

● 保険契約者、被保険者、配偶者等またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意によるとき ● 被保険者または配偶者等の心神喪失(※)または指図によるとき (※)精神上的障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態をいいます。 ● 地震、噴火または津波によるとき ● 戦争、その他の変乱によるとき ● 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき

<1. 借家人賠償責任保険金>の損害の場合

● 借用住居の改築、増築、取りこわし等の工事によって借用住居が損壊した場合における損害賠償責任。ただし、被保険者または配偶者等が自己の労力をもって行った仕事による場合についてはこの限りではありません。 ● 被保険者と借用住居の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者が借用住居を貸主に引き渡した後に発見された借用住居の損壊に起因する損害賠償責任 ● 借用住居のかしによって生じた損害に起因する損害賠償責任 ● 借用住居の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他の類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害に起因する損害賠償責任 ● 借用住居に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷または借用住居の汚損(落書きを含みます。)であって、借用住居の機能に直接関係のない損害に起因する損害賠償責任 ● 借用住居の電気的事故または機械的事故によって生じた損害に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。 ● 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害に起因する損害賠償責任 ● 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害に起因する損害賠償責任 ● 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害に起因する損害賠償責任

<2. 個人賠償責任保険金>の損害の場合

● 被保険者または配偶者等の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ● もっぱら被保険者または配偶者等の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または配偶者等と同居する親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者または配偶者等の相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または配偶者等の使用人が被保険者または配偶者等の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者または配偶者等が家事使用人として使用する者を除きます。 ● 被保険者または配偶者等と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ● 被保険者または配偶者等が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ● 被保険者または配偶者等、またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ● 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

お支払いをする保険金の範囲について

法律上の損害賠償金のほか、当会社の書面による同意を得て支出した訴訟等に要した費用や示談交渉費用等をお支払いします。

4. 引受(保険金支払限度額・保険料)について

保険の対象の範囲について

■ 保険金支払限度額について

● 各商品タイプには、1回の事故の保険金お支払い限度額と契約合計支払限度額が定められています。各タイプの限度額については保険証券記載の支払限度額にてご確認ください。 ● 保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。 ● この保険および同一被保険者で当社とご契約の支払保険金が、法の定める限度額に達した場合、以後の保険金は支払われません。注意喚起情報の該当部分をご参照ください。

	保険金の種類	1回の事故のお支払い限度額	契約合計
家財契約	1. 家財損害保険金	家財損害保険金支払限度額	家財契約合計 支払限度額
	2. 家財盗難保険金	家財盗難保険金支払限度額	
	3. 通貨・預貯金証書盗難保険金	通貨・預貯金証書盗難保険金支払限度額	
	4. 持ち出し家財保険金	持ち出し家財保険金支払限度額	
	5. 水害保険金	水害保険金支払限度額	
	6. 臨時費用保険金	臨時費用保険金支払限度額	
	7. 残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用保険金支払限度額	
	8. 失火見舞費用保険金	失火見舞費用保険金支払限度額	
	9. 修理費用保険金	修理費用保険金支払限度額	
	10. 遺品整理費用保険金	遺品整理費用保険金支払限度額	
賠償責任契約	個人賠償責任保険金	個人賠償責任保険金支払限度額	賠償責任契約 支払限度額
	借家人賠償責任保険金	借家人賠償責任保険金支払限度額	

■ 保険料について

● 保険料は、各タイプ毎に定額で設定されています。 ● 保険事故が多発して、保険収支が悪化した場合には、保険料の増額を行うことがあります。

5. 保険料払込および責任開始日について

■ 保険料の種類および払込方法について

● 保険料の種類は、契約期間(1年間または2年間)の保険料一括払いとなっています。 ● 保険料の払込方法は、クレジットカード払い、コンビニ払い、あるいは口座振替払いの3種類からご選択いただけます。(法人契約等の場合は、送金払いのご選択も可能です。)

■ クレジットカードによる払込について

クレジットカード会社より認証が得られた場合、契約日を払込日として当該クレジットカードにより保険料をお支払いいただけます。(お客さまとクレジットカード会社間の決済については、クレジットカードの会員規約等にもつき決済されますので、上記払込日とは異なる日となります。)

■ 口座振替による払込について

申込書にて指定いただいた口座から、当会社指定の振替日を保険料の払込日として口座振替により保険料をお支払いいただけます。

■ 責任開始日について

お申込みいただいた内容につき、当会社が引受けを承諾し、所定の期間内に保険料のお支払いが完了した場合、保険契約申込の際に申込書に記載した契約希望日、あるいは申込書の当会社への到着日(代理店が申込書を受領した場合には、その受領日を到着日とします。)のいずれか遅い日とします。

6. 保険期間および保険契約のご継続について

■ 保険期間について

保険期間は1年間または2年間のいずれかをお選びいただけます。

■ 保険契約の継続について

当会社より保険期間満了日の1ヶ月前までに「継続案内」を送付致します。保険契約者より、保険期間満了までに保険契約を継続しない旨のご通知をいただかない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日(継続日)から継続前の保険契約と同じ条件で継続されます。

7. 解約返戻金・満期返戻金・配当金について

■ 解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、当会社契約センターまでご連絡ください。解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1ヶ月未満の端数は切り捨てます。)に対して月割りをもって計算した額とします。

■ 満期返戻金・配当金について

この保険には、満期返戻金・配当金はありません。

II. 注意喚起情報(ご契約の際にご注意いただきたい事項)

1. クーリングオフについて

■ クーリングオフ制度とは

クーリングオフ制度とは、保険契約者がお申込みから一定期間であればお申込みの撤回ができる制度です。本契約については法令に定めるクーリングオフの対象となる契約ではありませんが、当会社独自の制度としてクーリングオフ制度を設けています。なお、継続契約にはこの制度はありません。

■ クーリングオフをご希望の場合

クーリングオフをご希望の場合は、お申込み日より10日以内に、書面または電磁的記録(電子メールの送付等)にてその旨をご通知ください。

【書面または電磁的記録(電子メールの送付等)にご記載いただく事項】

● ご契約をクーリングオフする旨の内容。(事例「下記の保険契約をクーリングオフいたします。」)

● ご契約を申込みされた方の住所・氏名・連絡先電話番号。 ● ご契約を申込みされた年月日、保険名、保険のご加入プラン。

■ 書面宛先：イオン少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係 〒261-8501 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンD棟10階

■ 電子メール宛先：assi_customer@aeon.co.jp

2. 告知義務および通知義務について

■ 契約お申込み時の告知義務について

保険契約者または被保険者には、ご契約の申込みをされる際には、支払事由発生の可能性に関する重要な事項について、保険契約申込書または告知書において告知事項として質問をした事項について、当会社に事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。申込書記載事項が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合や、契約を解除させていただく場合があります。

■ 契約締結後の通知義務について

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当会社契約センター宛にご通知ください。ご通知がない場合には、変更の後に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできない場合や、契約を解除させていただく場合があります。

● 事業用動産を収容する保険証券記載の事業用施設の用途または事業用施設において営まれる業種を変更したこと

● 事業用施設の移転に伴い、事業用動産を他の場所に移転したこと ● このほか、保険証券記載の通知事項に該当する事実が発生したこと

3. 契約希望日(責任開始日)について

お申込みいただいた内容につき、当会社が引受けを承諾し、所定の期間内に保険料のお支払いが完了した場合、申込書に記載の契約希望日(責任開始希望日)を契約日(責任開始日)とします。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合については、I. 契約概要の 2. 補償内容についてをご参照ください。

5. 保険料のお支払いがなかった場合の取扱い

保険料のお支払いがなかった場合は、お申込みがなかったものとさせていただきます。

6. 解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、当会社契約センターまでご連絡ください。解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1ヶ月未満の端数は切り捨てます。)に対して月割りをもって計算した額とします。

7. 保険契約の継続時の契約条件の見直しについて

保険契約の継続時に、保険料の計算方法、保険金額等の契約条件を見直す場合があります。また、継続契約のお引受けを行わない場合があります。

8. 少額短期保険業者の保険契約の引受制限について

当会社(少額短期保険業者)が引き受けることが出来る保険契約の要件は保険業法により下記のとおり定められています。

■ 保険期間について

保険期間は生命保険の場合は1年以内、損害保険の場合は2年以内となります。(保険業法施行令第1条の5)

■ 保険金額の上限について

被保険者1名あたりの保険金額の上限は区分ごとに下記のとおり定められています。(保険業法施行令第1条の6第1～第7号)

施行令上の区分	限度額
① 死亡保険	300万円
② 傷害疾病保険	80万円
③ 重度障害保険	300万円
④ 傷害による重度障害保険	600万円

施行令上の区分	限度額
⑤ 傷害による死亡保険	600万円 (死亡保険を含む場合)
⑥ 損害保険	1,000万円
⑦ 低発生率保険	1,000万円

■ 被保険者あたりの保険金額合計について

被保険者1名あたり、引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、2,000万円(低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円)が上限となります。(保険業法施行規則211条の31第1項)

■ 保険契約者あたりの保険金額の上限について

保険契約者1名あたり、引き受ける保険金額の上限は上表の各区分の限度額の100倍までとなります。(保険業法施行規則211条の31第2号)

9. 補償重複について

以下の補償については、補償内容が同様の保険契約(事業用動産保険以外の保険契約にセットされる特約や当会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の可否をご判断ください。

■ 補償が重複する可能性のある主な補償

この保険に含まれる補償：個人賠償責任補償、借家人賠償責任補償

補償の重複が生じる他の保険契約の例：自動車保険、火災保険、傷害保険 など

10. 指定紛争解決機関について

当会社はお客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755 ご相談フォーム <https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

通常受付時間：9：00～12：00 / 13：00～17：00 受付日：月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

11. その他法令で注意喚起が必要とされている事項

■ 想定外の事象が発生した場合

保険事故が多発して保険収支が悪化した場合に、保険料の増額や保険金額の減額(契約引受条件の見直し)を行うことがあります。

■ 万一当社が破たんした場合

万一当社が経営破たんした場合であっても、「損害保険契約者保護機構」、「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

12. 反社会的勢力に対する基本方針について

当会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

個人情報に関する重要事項(お客様に関する個人情報のお取り扱いについて)

1. 個人情報の利用目的について

当社は、取得した個人情報を次の目的のために、必要な範囲内で利用します。

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| (1) 保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い | (2) 当社または当社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内 |
| (3) 当社の業務に関する商品・サービスの充実や各種調査 | (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求 |
| (5) イオングループ各社が扱う商品・サービスの案内 | (6) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供 |
| (7) ビデオカメラ等の映像記録による防犯や安全管理 | |

2. センシティブ情報のお取り扱い

当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、同ガイドラインに掲げる場合を除き、機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する情報)を取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 契約不成立の際の借用事業用施設の貸主への通知について

事業用動産の賃貸借契約書に、保険付保の条項が含まれている場合、クレジットカード払いあるいは口座振替払いによる保険料の払い込みがなかったことにより、契約が成立しなかった場合には、取扱代理店を通じ、借用事業用施設の賃貸借契約の貸主に対し、保険契約不成立の旨を通知させていただく場合があります。

4. 契約情報の開示

当会社は、契約者・被保険者以外からの契約内容などのお問合せにはお答えすることはありません。

5. 個人情報の第三者への提供に関して

当社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- ・ 業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取り扱いを委託する場合
- ・ 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等へ必要な情報を提供する場合
- ・ 保険制度の健全な運営を確保するため、また不正な保険金請求を防止するために他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

6. 個人情報の開示等の手続きについて

当社で保有するお客様ご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下、「開示等」という。)の求めがあった場合には、下記受付窓口までご請求ください。ご請求者様がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、原則書面にて回答致します。

(1) 受付窓口：イオン少額短期保険株式会社 管理部 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番9号 電話番号：03-6778-5530 FAX：03-6778-5534

(2) 受付時間：平日9：00～17：00

(3) 受付方法：管理部へのお電話、または郵送

【ご注意】開示に応じることができない場合

当社は、次のいずれかに該当する場合には、当該求めに係わる個人情報の全部または一部について開示を行わないことがあります。開示を行わないことを決定した場合には、その旨・理由を付記してお知らせいたします。

- ・ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 法令に違反することとなる場合

開示等請求手続きおよび個人情報の共同利用につきましては、当会社のホームページにてお知らせしております。

7. 本重要事項説明書の内容にご同意いただけない場合

当会社は、お客様がご契約にあたり必要な記載事項(ご契約の申込書でお客様が記載すべき事項)の記載をご希望されない場合および本重要事項説明書の内容の全部または一部をご承認いただけない場合、ご契約をお断りすることがあります。

8. 本重要事項説明書の内容にご同意いただけない場合

当社の個人情報の開示等、あるいは個人情報の取扱いに関する一般的なご相談やお問い合わせについては、次の窓口までご連絡ください。

<個人情報の開示・訂正・削除・苦情・相談等の窓口> イオン少額短期保険株式会社 お客様相談室(責任者：お客様相談室長)

所在地：〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番地9号 電話：03-6778-5530 FAX：03-6778-5534 受付時間：9:00～17:00(土日祝祭日を除く)

9. その他

当社は、お客様サービスの向上のため、お客様からのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として、電話による会話を録音させていただいております。当録音内容については、業務の適切な運営に必要な用途に限り使用いたします。

支払い時情報交換制度

当会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取り消しもしくは、無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

ご質問・ご相談は イオン少額短期保険 契約センター まで

イオン少額短期保険 契約センター



0120-953-856

受付時間 平日 9:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

ご連絡の際に保険証券または保険契約申込書(お客さま控)をお手元にご用意いただくと、スムーズな受付ができますのでご協力をお願いいたします。

事故のご連絡・お問合せは イオン少額短期保険 請求センターまで

イオン少額短期保険 請求センター



0120-953-560

受付時間 24時間・年中無休

ご連絡の際に保険証券または保険契約申込書(お客さま控)をお手元にご用意いただくと、スムーズな受付ができますのでご協力をお願いいたします。

詳しい内容は下記二次元バーコード、またはアドレスよりご確認ください。

デジタルパンフレットはこちら!!



https://www.aeonssi.co.jp/wp-content/uploads/2026/02/pr20260217_01.pdf

取扱代理店

引受保険会社



イオン少額短期保険

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10-9